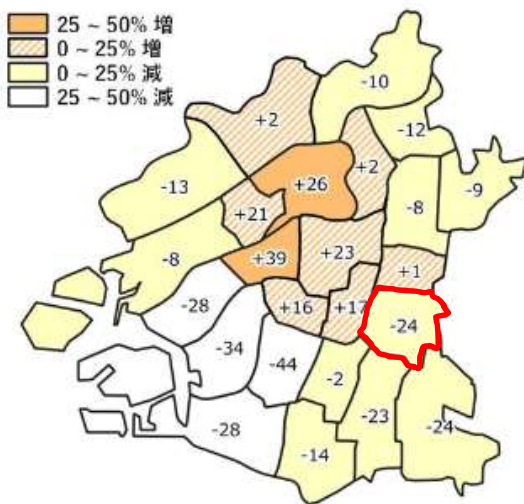


(5) 人口の推移と予測

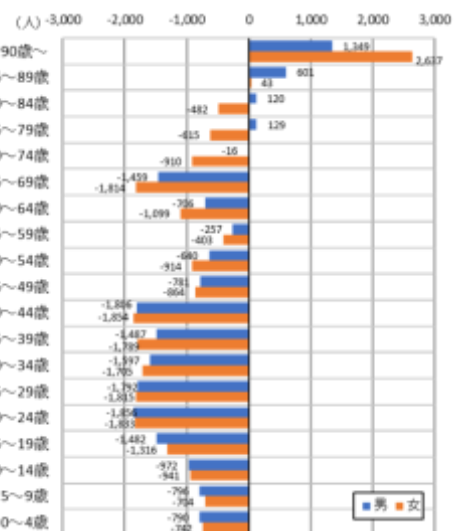
生野区の人口は、この40年間(昭和50年～平成27年)において、一貫して減少が続けている中、今後も減少傾向が続くと見込まれています。

今後の人口予測では、令和27年(2045年)にはおよそ9.8万人にまで減少することが見込まれており、平成27年(2015年)の約13.0万人と比較して30年間の増減率は-24.1%と24区中5番目の減少率となっています。

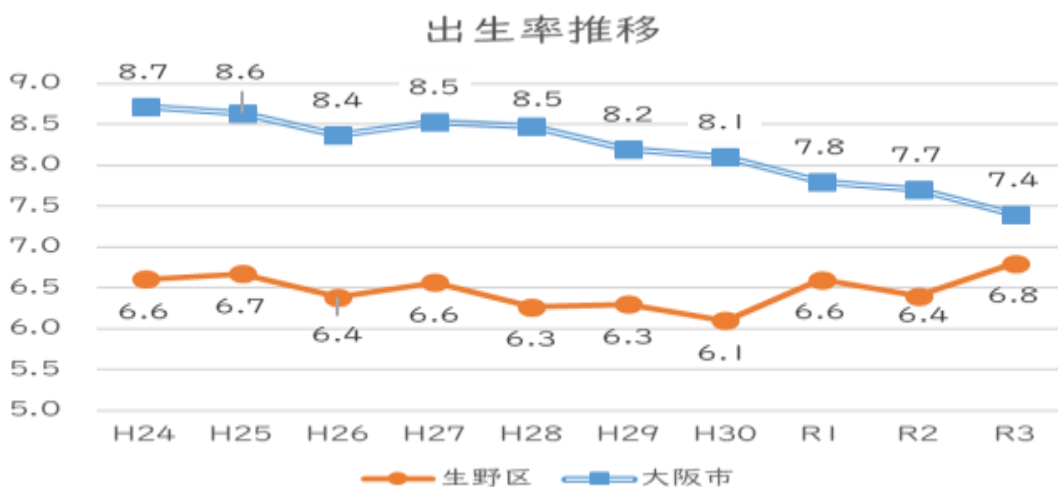
また、令和27年(2045年)時点の推計では、男女とも0～4歳から70歳代前半までの各階級で減少し、10歳代後半から40歳代前半および60歳代後半は男女とも減少が著しいと予測されています。



人口増減率(2015 ⇒ 2045)



生野区5歳階級別男女別人口増減((2015 ⇒ 2045)
(大阪市人口ビジョンより)



※出生率:人口1,000人当たりにおける出生数 (大阪市推計人口年報より)

2 福祉課題の現状

少子・高齢化の急速な進展や、核家族化、単身世帯の増加など家族形態の変化、情報化社会の急速な進展は、地域のつながりの希薄化を招き、社会的孤立が広がっています。

また、非正規雇用の増加による雇用不安や、それにとまなう経済的困窮、こどもの貧困、児童・高齢者・障がい者への虐待などにより、地域福祉の課題は、多様化・複雑化・深刻化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与え、これまでの生活スタイルも大きく変化し、対面でのコミュニケーションが基本となる地域福祉活動は大きな制約を受けることになりました。

ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、行政や地域からの支援の手が届かずに孤立死や「セルフネグレクト」の状態に陥る高齢者等の増加、近隣の住環境にも影響を及ぼす「ごみ屋敷」化の問題、災害時の避難支援を視野に入れた日常的な要援護者情報の共有なども課題となっています。

子育て世帯においては、育児不安やストレスを感じたときに身近な地域に相談できる相手がおらず、悩みを抱えたまま孤立してしまう状態に陥る事象がでてきています。

さらに、児童虐待やDVなどの問題が顕在化しており、被害者に寄り添った支援・対応が求められています。DV被害者の安全な保護や自立支援の支援、児童虐待の未然防止と早期発見、保護された後の児童・家族へのケアが重要です。

これまで、必要な支援が届きにくいとされていた発達障がいについて、社会全体で理解することが求められています。発達障害者支援法においては、発達障がいを早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりが求められています。

また、若者の「ひきこもり」、高齢者の「閉じこもり」、経済的困窮から住居を喪失し「ネットカフェ難民」等のホームレス状態になっている人などが顕在化しています。さらに、これらの現象が、同一世帯において複合的に発生し、実態把握が困難となっています。

一方、ニューカマーと呼ばれる新しく日本に来た外国につながる住民は言葉や文化の違いから地域コミュニティに入りにくいことなどによって、必要な情報が届きにくいため、適切な福祉サービスを受けられないといった問題もあります。

さらに、生野区では外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化に伴い、無年金などの経済的な問題や、認知症の進行により会話が母国語になるなどコミュニケーションが困難になるといった問題もあります。

こうした地域の多様な課題を解決していくためには、これらの諸課題に関するさまざまなニーズを的確に受けとめ、公的な福祉サービスによる適切な対応と、それだけでは充足できないニーズへの対応が必要となっています。

そして、だれもが安心して暮らしていける共生社会の実現に向け、お互いに人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を相互に認め合える社会をめざす取組を進め、地域福祉活動に参加する人が増

え、その人たちがさまざまな場面でそれぞれ長所を発揮し、また補うことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

第 4 章 地域福祉ビジョン 2023 を進める力

生野区における地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である各地域まちづくり協議会の活動圏域で取り組まれているさまざまな活動であり、こうした、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、今どのような福祉課題やニーズがあるのか、また、今後どのような福祉コミュニティをつくり上げていくべきか等について考え、それをまた取組につなげていくことがそれぞれの地域の福祉課題の解決に効果的です。

このような各地域での地域福祉活動を通して、地域住民をはじめ地域に関わるすべての活動主体が、地域福祉やよりよい地域づくりに関心を持ち、幅広い人が参加できる取組を行うこと自体が、地域福祉を進める力となります。

1 地域包括ケアシステムの推進

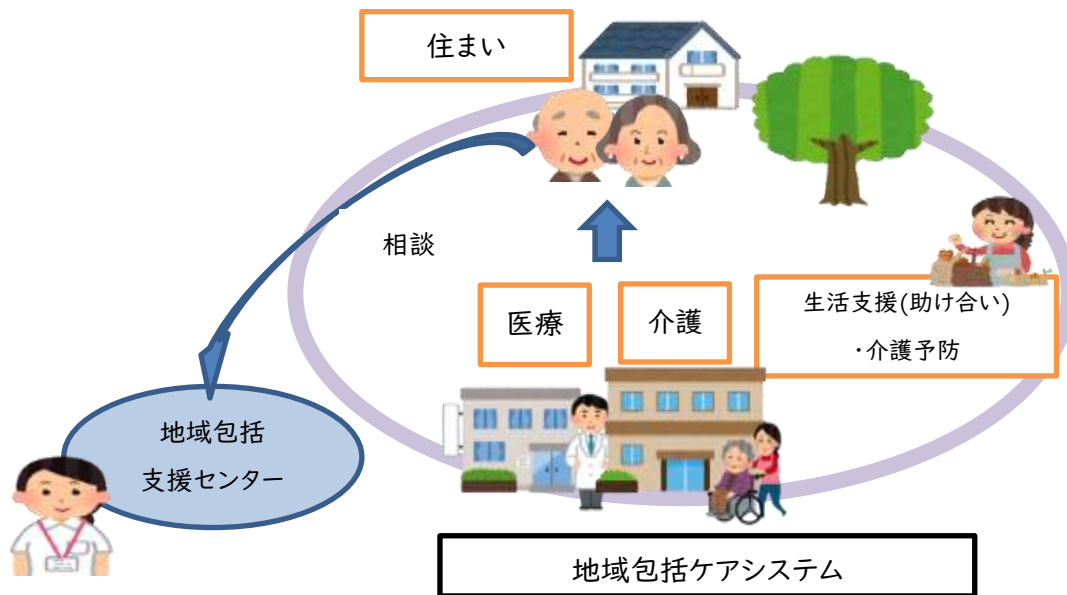
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」が進められています。

生野区では、在宅支援ネットワーク会議、認知症高齢者支援ネットワーク会議を通じて、多職種連携による在宅医療・介護連携の強化を図ることにより課題解決に取り組んでいます。

また、平成 27 年（2015 年）4 月の介護保険法の改正において、地域資源のネットワーク化や開発などを担う、生活支援コーディネーターを配置することが示され、生野区では平成 29 年（2017 年）10 月に区社協に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの充実を図っています。

また、地域包括ケアの理念を普遍化し高齢者のみならず、障がい者（児）やこどもなど生活上の困難を抱える人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、関わるもの全員で地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援の実現が求められています。

生野区では令和 2 年（2020 年）4 月から「重大な児童虐待ゼロに向けた取組」として、区社協の見守り相談室に子育て支援コミュニティソーシャルワーカーを配置し、「こども地域包括ケアシステム」事業を開始し、区役所・区社協・支援機関等をつなぎ情報交換を行っています。



2 住民主体による福祉コミュニティ

これまでは、さまざまな地域における課題を、家族や近所の住民が日ごろの生活の中で互いに助け合い「つながり」を大切にしながら地域福祉コミュニティを育んできました。

しかし近年、単身高齢世帯の増加、核家族化、社会的孤立などにより、住民同士の「つながり」が希薄化し、地域活動に参加する住民の固定化や高齢化が深刻な課題となっています。

地域における福祉課題を解決するためには、地域住民一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我がこと」として主体的な姿勢を持ち、地域でともに生活するみんなで「くらしの課題」を考え、改善に向け取り組むことが解決に結びつける力となります。

住民主体の地域福祉コミュニティの運営において重要なのは、お互いが配慮し「気にかける」、存在を認め合い「つながり」、支え合うことであり、住民が主体性を持ってお互いに考え行動する仕組みづくりとともに、セーフティネットとしての保健・医療・福祉サービスと連携しより強固な「コミュニティ」を築くことが併せて求められています。

3 多様な協働（マルチパートナーシップ）

地域福祉の実現のためには、住民をはじめ、地域で活動しているさまざまな活動主体がお互いに協力し支え合う関係づくりが必要となります。

そのためには、住民やNPO、社会福祉事業者、学校、企業等の活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮することで、多様な協働（マルチパートナーシップ）を推進していくことが重要となります。

具体的には地域福祉活動に参加する人、さらには、福祉サービスを利用する人が、それぞれに得意な分野を活かしてそれぞれが「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、相手の状

況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりが重要な要素となります。

4 積極的に地域福祉活動に参加する機運の醸成

地域においては、地域活動に参加する人の減少やその固定化・高齢化が深刻な課題となっ
ています。あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の輪が広がるように取り組むことが重要です。

生野区では、高齢者食事サービスやふれあい喫茶などの地域福祉活動に加え、まつりや相互の助け合い活動など住民が主体となり実施してきた活動がある一方で、NPO や企業のほか多様なグループにより「子供たちの放課後の時間を過ごすための支援活動」や「主に男性高齢者を対象とした農園での野菜作り活動」などが行われています。これらの活動は地域団体や福祉法人が主体となっている取組がある一方で、いわゆる現役世代の人々が新たなネットワークを築いて取り組まれているものも少なくありません。さまざまな年代の多様な関心をもつ住民がこれらの活動に触れて興味を持ち、やりがいと充実感を持って参加する機運をたかめるためにも、地域の特色ある行事やさまざまな主体による先駆的、先進的な取組を広く紹介して地域福祉活動に関心を持つ機会を増やすとともに、新たな活動の実施や参加を支援することが必要となります。

5 地域福祉ビジョン 2023 を推進するための区の役割

地域福祉ビジョン 2023 を推進するためには、上記のような仕組みを着実に進めていくことが必要であり、そのためには住民のみなさん、地域団体、社会福祉の専門機関、区役所が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくこと（協働）が必要です。

生野区としても、地域の問題解決に向け「ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）」の考え方のもと区役所全体で取組を進めます。

地域福祉ビジョン 2023 の推進に向けた施策や取組の進捗状況については、PDCAサイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針等により、地域福祉ビジョン 2023 の推進に向けて取り組んでいきます。

第 5 章 地域福祉ビジョン 2023 の重点取組

生野区の地域福祉に関する現状や推移から、今後の課題を認識したうえで、課題を解決していくための施策を考えていく必要があります。

地域福祉ビジョン 2023 の基本理念の根底には、大阪市地域福祉基本計画（第 2 期）や区将来ビジョンの理念があることから、地域福祉ビジョン 2023 は、これら地域福祉分野の課題を踏まえたうえで、目標達成に向けた施策の展開を行い、区の地域福祉に関する事業を推進するために次の 7 つの取組を柱として、区の地域福祉を推進します。

取組の柱

- 1 みんなで進める地域福祉
- 2 地域福祉に参加する機運の醸成
- 3 きめ細やかな福祉サービスの充実に向けた連携の強化
- 4 地域における安全・安心の仕組みづくり
- 5 健康づくりの取組
- 6 権利擁護や虐待防止のための取組の推進
- 7 共生社会の推進

1 みんなで進める地域福祉

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者の増加や、子育て世帯の孤立化など、地域社会全体で見守りや支援を行える仕組みづくりが必要となっており、これまでの公的な福祉サービスでは充足できないニーズに対応することが不可欠です。

また、市内でもっとも多くの外国とつながる住民と共生しているまちとして、相互理解をさらに深めていくことが必要です。

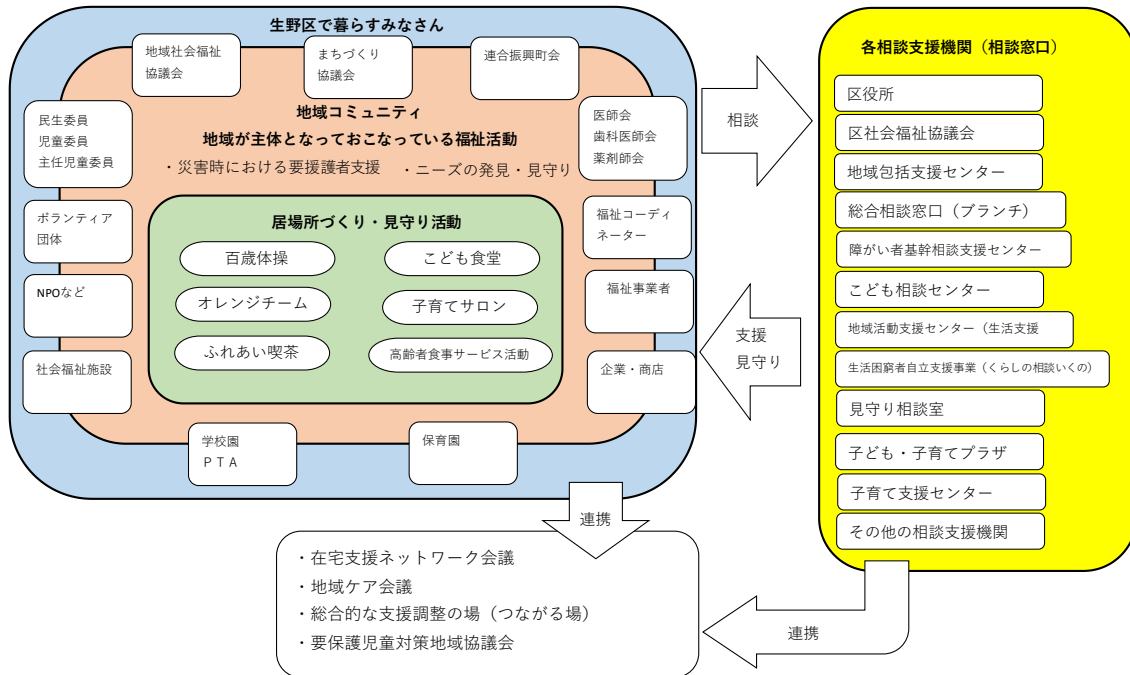
【今後の取組】

ひとり暮らしの高齢者や子育て世帯、福祉サービス等の情報が十分に届きにくい外国につながる住民等に必要な情報を届けるとともに、孤立することのないよう利用可能な福祉サービスの利用促進を図ります。

また、見守りのネットワークを広げるために、ICT の活用など、より効果的な方法を検討します。

そのために、区社協や、民生委員・児童委員、主任児童委員など、これまで協働してきた地域団体、地域内の関係機関に加え、NPO、企業などのさまざまな活動主体と協働し、地域福祉を推進します。

みんなで進める地域福祉イメージ（図）



フネグレクト」の状態に陥る高齢者の増加、若者の「ひきこもり」や高齢者の「閉じこもり」が同一世帯において複合的に発生し複雑化している世帯、高齢者、障がい者（児）、こども、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活に困窮している人、複合的な課題がある人など、支援が必要な人に必要なサービスが確実に届くように、取りこぼしのないこれまで以上の支援が必要となっています。

少子化、核家族化が進んでいる中で、子育て世帯が育児不安やストレスを感じた際に相談できる相手がいないために孤立することがないように、安心してこどもを産み育てることができる環境を充実させると同時に、身近なところでの相談・支援や、子育てをより積極的に楽しめる環境づくりが必要となっています。

また、発達障がいなど療育が必要な児童を早期に発見し、幼児期から児童の特性に応じた適切な支援を行う体制があり安心して子育てができることをめざします。

また、次世代を担うこどもたちが健やかに育つため、「こどもの貧困」問題や「ヤングケアラー」支援のための相談支援体制づくりや、必要なサービスが届くような仕組みづくりが必要です。

さらに、区内の虐待通報件数は増加傾向にあり、虐待は、心身や人格に重大な影響を与えることから、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要です。

支援を必要とする全ての人々が、一人ひとり社会とつながりを持ちながら健やかに暮らせることができる状態をめざします。

【今後の取組】

誰もが安心して暮らせるまちをめざして、高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、ひとり親家庭、ヤングケアラー、生活に困窮している方、外国につながる住民等へのきめ細かな支援をめざし、複合化・複雑化する課題に対して、住民のみなさんが参加し、互いに支え合い、その人らしく生活していくことを支援する仕組みづくりを住民のみなさんと協働し取組を進めます。

（１） 関係機関との連携強化

地域での福祉課題の実態を適切に把握して、解決が図られるよう、関係機関との連携をさらに深め、施策の推進に努めます。

複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対しては、「総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を進めます。生活に困りごとを抱えた人に対しては、「くらしの相談窓口いくの」による各種相談・就労支援を行い、個々の状況に応じた相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携し、課題が複雑・困難化する前に自立できるよう包括的・継続的に支援します。

地域で孤立しがちな高齢者をはじめ、障がい者、ひとり親家庭、ひきこもり・不登校のこどもなど課題のあるすべての人に対して、必要な制度やサービスが確実に届くよう、地域の関係者や各種支援専門機関等との連携を強化し、適切な対応・支援を行います。

（２） 見守りの強化

福祉局の委託事業として、区社協に設置されている「見守り相談室（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業）」では、孤立死の防止に向け、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守りを行うなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるネットワークづくりを進め、災害時の避難支援にもつながるような日ごろから顔の見える関係づくりを進めてきました。

地域住民のみなさんや民生委員・児童委員、主任児童委員、区社協の「見守り相談室」などが行なっている「見守り」や「声かけ」活動と区役所が協働し、住民のみなさんの暮らしに密着したきめ細かな支援をめざします。

また、ご近所助パワフルサポート事業の「福祉コーディネーター」による、身近な人々の間の支え合いによる暮らしやすい地域づくりを支援します。

（３） 虐待への対応

虐待などを受け、真に支援が必要な人に対して、早期の発見と分離保護等の迅速な対応とともに、再発防止に向けた支援を行います。

また、虐待防止についての周知・啓発を行うとともに、保健・医療・福祉サービス関係者や行政関係者。地域の多様な関係機関と連携して虐待事案の早期発見・早期対応に努めます。

（４） 子育て支援

安心してこどもを産み育てることができる環境をつくるため、子育てに関する効果的な情報を提供するとともに、子育て支援機関等と連携・協力し、気軽に相談や交流できる機会を設けます。

さらに、子育て世帯が孤立することがないように、適切な専門機関へつなげることで、妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたる各ライフステージをトータルで支援します。

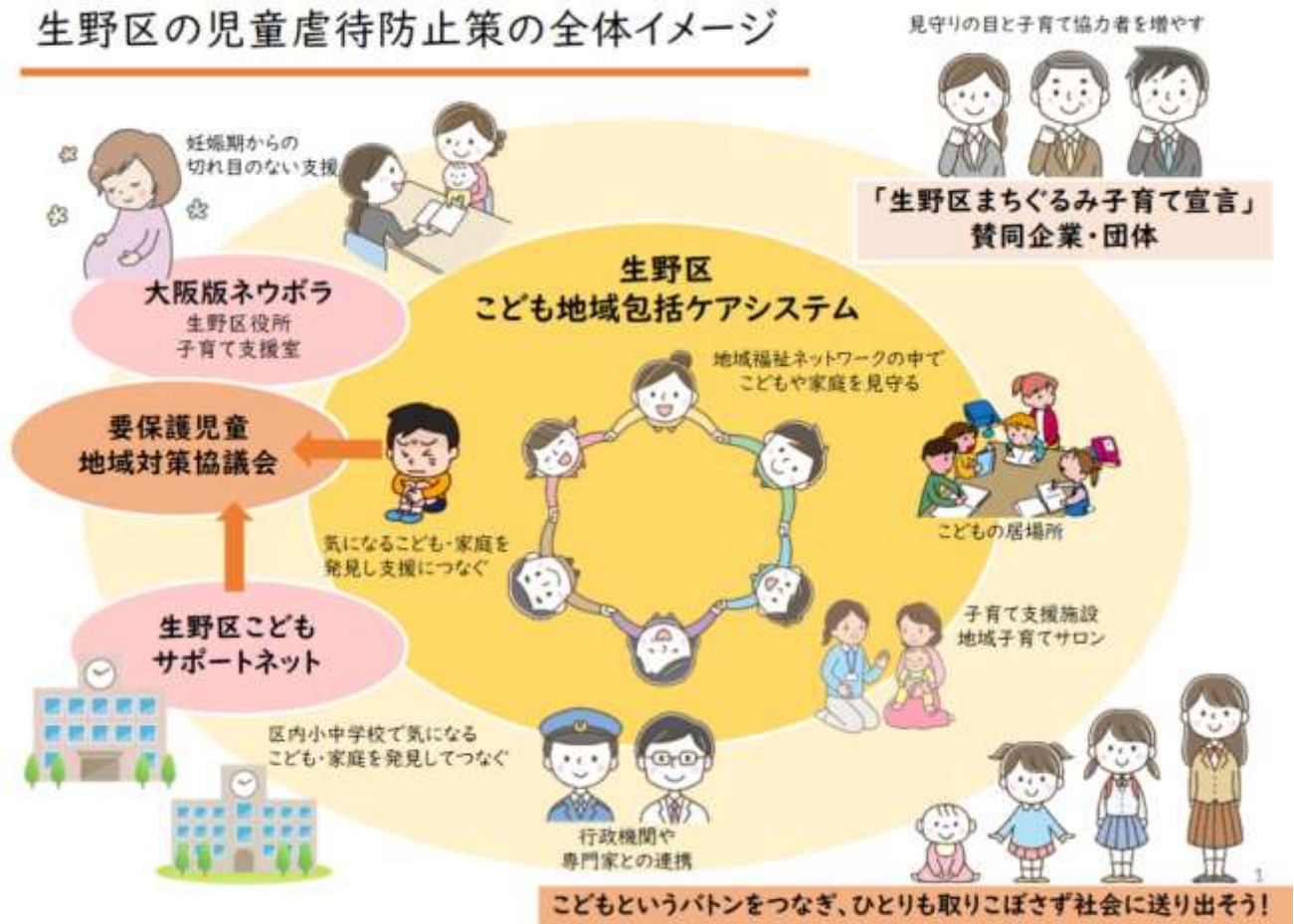
子育てを支援することに加え、子育て支援機関等と連携・協力し、親子で楽しめる子育て応援イベントなど、子育てがより楽しくなるような仕掛けづくりに取り組むとともに、生野のまちで子育てをしたくなるような積極的で楽しい情報を発信していきます。

加えて、こどもの貧困対策と連携して、支援が必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所などの適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実をはかり総合的支援を実施します。

子育ての孤立化が進み、胸が痛む事件が全国的に起こる中、生野区では、こどもが笑顔で暮せるまちをめざし、令和 2 年（2020 年）3 月に「生野区まちぐるみ子育て宣言」を行いました。引き続き、安心して子育てできるまちに向けた機運を高めるとともに、重大な児童虐待ゼロに向けて、既に地域に機能している地域福祉ネットワークに子ども・子育て支援家庭のケアの視点を入れた「こども地域包括ケアシステム」により、児童虐待の前段階である孤立育児の防止や区役所・区社協・支援

機関等の連携強化に努めます。

生野区の子童虐待防止策の全体イメージ



4 地域における安全・安心の仕組みづくり

【現状と課題】

生野区は、古い木造住宅が多く残り、区全域で空き家率が高く推移し、さらには、区域の多くが密集住宅市街地となっているなど、住環境での課題があります。

また、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予測され、さらには集中豪雨などによる都市型の災害も頻発しており、これまでの災害の状況なども踏まえた十分な防災対策を早急に行うことが求められています。万一のときにも高齢者や障がい者（児）など支援が必要な人を含めすべての住民のみなさんが安全に避難できるよう、地域で助けあえる仕組みをつくる必要があります。

要介護者に対して、平時から災害時までの途切れのない見守り支援や地域ボランティアによる日常生活の困りごとに対する支援をおこなうとともに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを進めます。

また、社会的孤立による「孤立死」の問題も、早急に対策に取り組むことが必要です。孤立死に至る前に、支援を必要とする人を見つけ、適切な支援につなげる仕組みが求められています。

【今後の取組】

災害発生や孤立死など生命身体の危険に対して平時からの備えと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりをめざします。

災害時の要援護者（高齢者、障がい者（児）、妊産婦、言葉の問題で情報が届きにくい外国につながる住民など）の避難を支援するためには地域における共助の体制が必要であり、社会福祉施設や高齢者介護事業所、障がい者支援事業所をはじめ、区社協、地域団体、行政機関等の各関係機関との連携・協力体制の整備・充実を進め、互いに顔の見える関係性が保たれ、高齢者や障がい者（児）等の要援護者の見守りが日常的に機能することをめざします。

また、孤立死を防ぐため、関係機関との連携により、地域からの発信で始まった新聞配達等のライフライン事業者を中心とした区内の事業所と安否確認を行う連携システムの構築を図り、支援を必要とする人の見守りを行なっていきます。

5 健康づくりの取組

【現状と課題】

生野区の出生率は 24 区中 4 番目に低く、女性の出産年齢は年々高くなっており、妊娠期から、安心して子どもを産み育てることができる環境と、身近なところで相談支援が利用できる体制づくりが必要です。

また、発達障がいの早期発見や発達に課題のある児童に対しては、専門の早期療育などの支援の充実が求められています。

一方、生野区では、単身高齢者の割合が大阪市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

また、区民の健康寿命（健康な期間の平均）は大阪市の平均より長くなっていますが、65 歳以上の要介護認定者の割合は大阪市の平均より高い状況が続いており、認知症の人の数も大阪市全体と同様に増加が続いており、より一層支援の必要性が高まっています。

さらに、区民の特定健診の受診率や、各種がん検診の受診率は大阪市の平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。

住民のみなさんがいくつになっても健康で元気に暮らしていけるよう、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底及びこころの健康づくりに取り組む必要があります。

区民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに努めることにより区民の健康寿命の延伸を図ります。

【今後の取組】

（１）妊娠時からの継続した支援

世代ごとの課題に合わせた妊産婦支援を充実するとともに、発達に課題のある児童を育てる世帯に対し、早期発見や療育に対する支援を充実します。

また、民生委員・児童委員協議会やボランティアグループなどによる子育てサークル等の活動とのマルチパートナーシップによるきめ細かな支援を行ないます。

（２）心と身体健康保持

住民のみなさんの健康保持・増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上をめざし、地域や社会福祉の関係機関と協力して、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

また、「こころの健康」の相談支援等についても、医療・福祉・学校・警察など関係機関との協働や連携を強化し、住民のみなさんのこころの健康づくりの支援に取り組みます。

（３）健康意識の向上

だれもが身近な場所で健康づくりを行うことができる環境づくりに取り組みます。また、「すこやか大阪21（第2次後期）」の趣旨に賛同する企業・団体である「すこやかパートナー」や関係団体が行っている自主的な健康づくり活動や地域での健康づくりに関する支援活動を広く市民に周知するとともに、相互に連携・協力し、住民のみなさんの健康意識の向上や健康づくりの支援に取り組みます。

（４）高齢者支援の輪

認知症や要介護状態になっても、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの関係者の顔の見える関係づくりを行い、「生野区認知症高齢者支援ネットワーク会議」等による高齢者支援の輪を広げるための取組へ積極的に参画するとともに、関係団体とともに認知症予防・介護予防活動といった地域の環境づくりに取り組みます。

6 権利擁護や虐待防止のための取組の推進

【現状と課題】

近年、高齢者世帯を狙った悪質な訪問販売や区役所の職員を騙り、金品を奪おうとする詐欺事件が多発しています。

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人々が安心して地域で暮らせるために、日常生活を支援していく仕組みが必要です。

また、虐待予防のため、介護や子育てなどの負担を少しでも軽減し、孤立を防ぐための取組が求められています。

【今後の取組】

判断能力が不十分な人の権利を擁護し、生活を支援していくため、「あんしんさぽーと事業」や成年後見制度の周知と広報を充実します。

また、区役所が中心となり、相談や支援を行う事業所、医療機関、教育機関、警察等との連携を強め、女性・高齢者・障がい者（児）・児童やその介護者・保護者などに対し、消費者被害や虐待防止に向けた正しい知識の啓発と各種サービスの利用促進に向け取り組みます。

7 共生社会の推進

【現状と課題】

すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして有しています。

一方で、現実には高齢者や障がい者、外国につながる住民などのさまざまな人権に関する課題が今なお存在し、発生しています。そのような中、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」が制定されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

生野区は従前から在日韓国・朝鮮人を初めとする外国につながる住民の比率が区の 2 割弱を占めており市内で最も高く、現在は 60 か国近くもの外国につながる住民がそれぞれ違った言語や文化を持ち暮らしている多国籍なまちですが、最近では、ベトナムだけでなく、ネパールやフィリピン、インドネシア国籍の住民の増加率も高くなっています。

生野区には何十年と築かれてきた「ご近所付き合い」に多文化共生がなされているという良さもあり、それが「生野区らしさ」の一つであると考えます。

しかしながら、外国につながる住民をはじめとした少数者（マイノリティ）は、情報が届きにくかったり、コミュニティの輪に入りにくかったりするのも実情です。またそのことさえもあまり知られていなかったりもします。

そういった問題を踏まえ、まちづくり、地域福祉の推進にあたっても、外国につながる住民も含めただれもが健康で幸せに暮らしていける共生社会を実現していくために、外国につながる住民にも配慮した体制づくりが求められます。

「異和共生」の考え方のもと、区民参加・参画による人権課題の解決に向けた施策の展開により、すべての人々の人権が尊重され、日常的に地域社会の一員として暮らすことができている状態をめざします。

【今後の取組】

共生社会の実現に向け、多文化理解を深めてもらうため、共に学ぶ機会を推進します。文字の読み

書きの不自由さや文化的背景の違いにより生じる生活上の生きづらさや誤解など、日常生活では見過ごされがちなことを知ってもらう取組を進めます。

従来の人権尊重・人権擁護への取組に加えて、障害者差別解消法による取組や、近年課題と認識されてきたLGBTQをはじめとする新たな人権課題への理解を深め、偏見や差別意識をなくすよう取り組みます。

外国につながる住民への情報提供や子育て支援など、外国につながる住民が抱える課題やニーズも多様化しています。これらの課題への解決に向けて、民生委員・児童委員、主任児童委員や地域団体をはじめ、多文化共生のコミュニティづくりに活動するNPO等と協働して取り組みます。

外国につながる住民は、言葉や文化の違いから情報が届きにくく、必要な行政サービスの利用が困難で、地域コミュニティの輪に入りにくいなどによって、生きづらさを感じたり、誤解や差別につながりかねないことが問題となっています。

そして、近年増加しているニューカマーを含めたすべての外国につながる住民に対し、防災マップや生活情報・各種行政手続き等について、やさしい日本語や多言語に対応するなど適切な情報発信・情報提供を行います。

さらに、生野区では、外国につながる住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の人々の高齢化等に伴う各種課題も生じています。

これら外国につながる住民を取り巻く課題解決のため、今後とも、地域住民や地域団体、NPO等の多様な主体と協働して、外国につながる住民が行政サービスや地域コミュニティなどから取り残されることがないように、必要に応じて外国につながる住民のご意見などをお聞きしながら、さまざまな取組を進めていきます。